

公益財団法人沖縄県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規則

公益財団法人沖縄県スポーツ協会が主催する競技会等またはその運営に関して行った決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規則は、平成26年5月22日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。